



No. 1

令和2年 7月10日

埼玉労働局長
木塚 欽也 殿

さいたま市大宮区大宮4-883

J

会長 谷内 昭

さいたま市大宮区大宮1-324

日本労働組合総連合会埼玉地方連合会

議長 藤田 広

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者3,500名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

6. 添付書類

①労働協約の写し、②賃金の最低額に関する労使協定の写し、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

埼玉県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の事業所数と労働者の概数

令和元年事業所調査

適用労働者数
3, 500 人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	5事業所	2,098人
合計	5事業所	2,098人